# 民間団体の福祉活動を支援します

#### <u>助成制</u>度のあらまし

急速な高齢化の進展、核家族の増加、女性の機会均等の拡大等により福祉の需要が高度化・ 多様化してきており、これらのニーズに対応するためには行政はもとより民間団体・企業及び 地域住民の取り組みが必要です。

天草市では、福祉基金の一部を活用して、民間団体・企業・住民組織(以下「民間団体等」 という。)の福祉活動を支援し、地域福祉の充実、拡大を図ることとしました。

### 1. 助成対象者

民間団体等で、助成対象事業を確実に遂行できるものとします。 但し、次の事業は助成の対象になりません。

- ① 個人に金品を支給する事業
- ② 国、県または市の補助事業
- ③ 地方公共団体が事業の実施主体として行う事業
- ④ 営利を目的とする事業

#### 2. 助成対象経費

助成の対象となる経費は、事業を実施するために直接必要と認められる経費とします。 但し、事業を実施することにより得られる収入(入場料等)で支出できる費用は助成対象 経費から除きます。

## 3. 助 成 金 額

助成金の額は、1つの事業について対象経費の1/2以内とし、50万円を限度とします。 (但し、1,000円未満の額は切捨て)

#### 4. 助 成 期 間

原則として、1年間とします。

但し、継続して行う必要がある事業については5年以内に限り助成することができます。

#### 5. 申 請 期 間

令和6年度の申請期間は4月1日(月)から9月30日(月)までとします。

#### 6. 申 請 窓 口

申請書の受付は、天草市役所健康福祉政策課健康福祉政策係(L24-8805)にて受付けます。

# ◆ボランティア活動の 促進に寄与する事業

ボランティアへの理解を深める事業 ◇ワークキャンプ、研修会、講演会の開催 ボランティアの資質向上のための事業 ◇ボランティアリーダー研修会の開催

◆障害者の社会参加と 自立に寄与する事業

#### 障害者の社会参加と自立促進のための事業

- ◇親子手話教室の開催
- ◇スポーツ大会の開催

#### 障害者への理解を深めるための事業

- ◇研修会、講演会の開催
- ◇障害者音楽会の開催

# ◆高齢者の保健福祉の 増進に寄与する事業

#### 在宅福祉の普及向上のための事業

- ◇介護技術指導研修会、講習会、福祉 機器展示会の開催
- ◇シルバーヘルパー事業

#### 高齢者の健康、生きがいづくり事業

- ◇スポーツ大会の開催
- ◇健康講座、文化交流事業の開催
- ◆児童福祉の向上 に寄与する事業

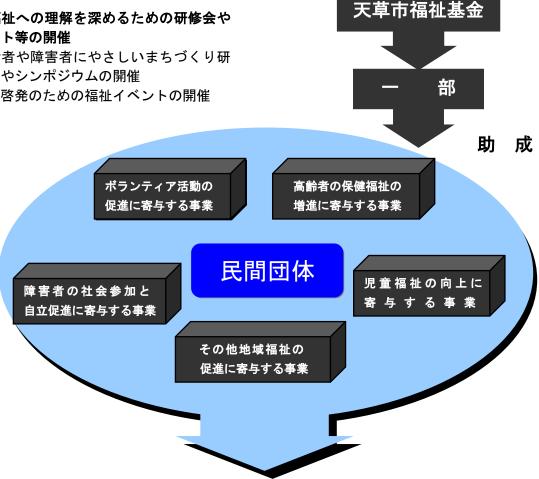
#### 児童の健全育成のための事業

- ◇親子自然とのふれあい体験事業
- ◇伝承芸能、遊び等の伝承

## ◆その他地域福祉の 増進に寄与する事業

## 地域福祉への理解を深めるための研修会や イベント等の開催

- ◇高齢者や障害者にやさしいまちづくり研 修会やシンポジウムの開催
- ◇広報啓発のための福祉イベントの開催



地域福祉の充実